

全員協議会資料

平成 20 年 11 月 25 日

都 市 整 備 部

盛岡市市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例の一部
改正について

1 改正の趣旨

盛岡市の市街化調整区域における既存集落では、近年、少子高齢化・人口減少が進み、コミュニティの維持や農業の継続が難しい状況にある。このような状況に対応するため、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 34 条第 11 号の規定に基づき市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域における開発許可の基準を定め、予定建築物等（開発区域内において予定される建築物又は特定工作物をいう。）の建築の制限を緩和しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 予定建築物等の建築ができる土地の要件（次の要件を全て満たすこと。）

- ア 市街化区域からおおむね 1 キロメートル以内に存すること。
- イ 50 以上の建築物が敷地相互の間隔が 50 メートル以内で連たんしていること。
- ウ 雨水の適切な処理及び汚水の公共下水道若しくは農業集落排水施設への排出又は浄化槽による処理ができること。
- エ 都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 8 条第 1 項第 2 号口からニまでに掲げる土地の区域として規則で定めるものを含まないこと。

(2) 予定建築物等の要件

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2 （い）項第 1 号及び第 2 号に掲げる建築物（自己の居住の用に供する一戸建ての建築物で、当該建築物の敷地面積が 200 平方メートル以上 500 平方メートル以下のものに限る。）

3 施行期日

平成 21 年 4 月 1 日

△.

本宮・太田・津玄田・西見前、2部、玉山等の条件に合せて
地域が考えられる。
具体的には施行以後は原則相談をしない。